



中止とした中心市街地のサ ウンディング調査の内容は

越川 好昭

●中心市街地再整備構想の課題と対策について

Q 中止したサウンディング調査の対象地域やその他の条件はどのように決められたか。

A 中心市街地として、一体的な地域振興を目指すエリアで検討を進めた結果、道の駅事業予定地のほか、文化会館や中央公民館などが建ち並ぶ公共施設エリアを含めた実施方針としていた。

●交通便利性の向上について

Q あやモビの現状は。
A 実証実験開始から4カ月が経過し、利用登録者数は2月末で1000人を超え、運行数は約1400回と、対象者比では海老名市の実績を上回り、順調に進んでいる。



ごみ削減とリユース推進で 循環型社会を実現しないか

公明党 三谷 小鶴

●身近な暮らしから広げる循環型社会の推進について

Q 他市の事例で、家庭から出る不用土を回収し、リサイクル園芸土として市民に無料配布する取り組みがあるが、本市でも実施しないか。また、家庭でできる土のリサイクル方法を周知しないか。
A 再利用時の土の性質が不明なことから、現段階で実施は考えていない。また、土を再利用する仕組みは有効であるとされており、今後調査研究していく。



●基地対策協議会の講演会について

Q 自衛隊の防衛費拡大などを訴える内容に思えたが、中立性に問題はないか。
A 講師には事前にテーマを伝えており、講演内容はあくまでも国際政治の考え方の一つであったとの認識で、問題はなかったと考えている。

●防音工事対象地域の見直しに関わる状況について

Q 市民の声を反映し、国が示した防音工事対象区域の見直しに反対しないか。
A 防音工事対象区域の見直しに関して、市民の理解が得られるよう丁寧な説明と、基地周辺対策の改善や拡充を国に対し求めていく。



認知症の方を地域で支える 見守り体制の充実に向けて

公明党 天笠 哲史

●みんなで向き合う認知症対策について

Q 個人に合わせたフレイル予防策の効果的なアプローチ方法は。
A 市内50カ所の地域サロンで、体操、ランチ会などさまざまな内容の予防教室を実施しており、今後も自分に合ったサロンを選び参加できるように周知していく。

●レインボー健康体操の特徴と効果は。
A 認知トレーニング、筋カトレーニングなどを合わせた体操で、認知機能や筋力の維持向上を目的としている。

Q 歯科健診の受診率向上と啓発の強化策は。
A 成人歯科健診を受診の



きっかけづくりとしつつ、引き続き、対象者へ個別勧奨通知を送付し啓発していく。

Q GPSを使った認知症等行方不明位置探索サービスの利用状況は。また、認知症等行方不明SOSネットワークの登録状況は。
A 位置探索サービスの登録者数は11人、利用回数は360回である。また、SOSネットワークの登録者数は118人である。

●岡山県笠岡市の認知症の人にもやさしいお店認定事業を参考に施策を考えては。
A 現在のところ取り組み考えはない。引き続き認知症理解が進んだ共生社会の実現に向け、施策を進めていく。



外国人の日本語習得を支援 して社会統合の推進を

成田 龍二

●海外の移民政策の失敗に学んだ日本語習得推進について

Q 高市総理は、現場作業員のリーダーにあたる特定技能2号の数に上限はないと国会で答弁した。特定技能2号は家族の呼び寄せも可能で、地域社会を構成する隣人と捉えれば、海外の移民問題は参考になる。欧州では、政治家が甘い考えにとらわれ緩い立法と執行にとどまったことが要因で、パラレルソサエティが作られた。海外に学べば、外国人市民の日本語能力



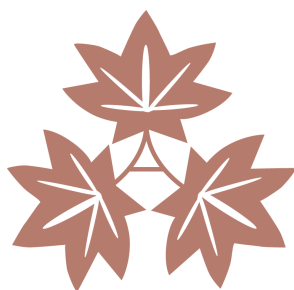
3月14日、光綾公園南側園地がリニューアルオープンしました

向上は重要だが、どのような認識か。
A 日本語教育推進法に基づく国の方針では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況にに応じた施策を策定、実施する責務を有するとされている。今後外国人市民の増加が見込まれるため、国の方針や市の状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら取り組みを続ける。

Q 欧州が推奨する母国語教育などが英語文化圏への同化装置になると考え、パラレルソサエティを作り出す



ルソサエティを作り文化的侵略を防衛する視点もある。義務教育の中で日本語への学習意欲や敬意を確立するため、学校では何ができるか。
A 日本語指導が必要な児童・生徒には国際教室で日本語習得支援を行い、友人との交流活動も大切に行っている。社会参加の基礎を構築するため、今後も支援に努める。



市の木「やまもみじ」

議会用語の 三三知識

「表決」

表決とは、議会の意思決定に議員が参加するための手段で、賛成、反対の意思表示をすることをいいます。

表決の方法には、大別すると議長が議題に関して賛成する者を起立させ、その多少を認定して行う「起立表決」と起立者の多少を認定しがたい場合に行う「投票による表決」、議長が異議の有無を諮る「簡易表決」の3つがあります。本市議会においては、通常「起立表決」と「簡易表決」が多く用いられています。

このように、議長が表決をとることを「採決」といい、表決の結果得られた議会の意思決定(例えば可決、否決、同意など)を「議決」といいます。したがって、「表決」は、議会の審議過程における最終手続きになります。

